

ポータルサイト各社で違反物件情報を共有

ポータルサイト広告適正化部会では、インターネット広告の適正化を図るための方策を順次、実施しています。おとり広告や不当表示の未然防止および、これらの広告などによるエンドユーザーに対する被害拡大を防止するため、違反物件情報などを共有し、その情報にかかる物件の掲載があれば削除いただくなどの対策を講じています。会員の皆さまにおかれましては、登録ルールの遵守、情報メンテナンスにご協力をお願いします。

2022年8月～2022年10月にポータルサイト広告適正化部会で
242件の違反物件情報が共有されました。

首都圏不動産公正取引協議会の措置事例①

	千葉県知事免許 (1)
措置	警告
対象広告	ポータルサイト
対象物件	違反概要
新築分譲住宅 1物件	「弊社でご成約のお客様に限り家具家電『30万円分相当』プレゼント♪」 ➡ 媒介であるC社が提供するものであるが、提供できる景品類の限度額は消費税額を考慮しないとしても、108,570円（媒介報酬限度額の10%又は100万円のいずれか低い方）であるため、実施不可。

※首都圏不動産公正取引協議会ホームページ 公取協通信第332号(2022年9月号)より抜粋 (①)
<https://www.sfkoutori.or.jp/webkanri/kanri/wp-content/uploads/2022/09/tsushin332.pdf>

首都圏不動産公正取引協議会の措置事例②

	神奈川県知事免許 (1)
措置	違約金課徴
対象広告	ポータルサイト
対象物件	違反概要
賃貸共同住宅 9物件	1 おとり広告 (契約済み) 契約済みとなり、取引できなくなったにもかかわらず、以降更新を繰り返し、長いもので1か月以上、短いもので19日間継続して広告 (9件) 2 「角住戸」 ➡ 角住戸ではない(1件) 3 「エアコンクリーニング1台1.32万円」 ➡ エアコンは2台設置されているため、エアコンクリーニング費用は26,400円(1件) 4 「鍵交換代1.65万円」 ➡ 22,000円(1件) 5 「室内清掃費用 55000円」 ➡ 66,000円(1件) 6 24時間サポート費用不記載(1件)

首都圏不動産公正取引協議会の措置事例③

	東京都知事免許 (2)
措置	違約金課徴
対象広告	ポータルサイト
対象物件	違反概要
賃貸共同住宅 10物件	1 「賃料 11万円」 ➡ 111,000円(2件) 2 「敷金 11万円」 ➡ 111,000円(1件) 3 専有面積を実際よりも0.13㎡から3.86㎡広く表示(7件) 4 物件から駅までの徒歩所要時間を実際よりも2分短く表示(4件) 5 鍵交換費用(9件)、ルームクリーニング費用(7件)、エアコンクリーニング費用(4件)及び24時間サポート費用(3件)不記載 6 家賃保証料について、 (1) 「保証会社費用無料…現在初期費用を減額しており、…」、「保証会社利用必 初回賃料の0.4ヶ月分 (貸主負担)」 ➡ 初回家賃保証料は無料でも貸主負担でもない。 また、次回以降の家賃保証料不記載(1件) (2) 「保証会社利用必 初回賃料の0.5か月」 ➡ 初回家賃保証料の算定基準は賃料と管理費の合算額の0.5か月分。 また、次回以降の家賃保証料不記載(同様の違反4件) (3) 「保証会社利用可 初回賃料の0.5ヶ月分」 ➡ 家賃保証会社と契約することが取引の条件。 また、次回以降の家賃保証料不記載(1件) (4) 「保証会社利用必 初回賃料の0.4ヶ月分」 ➡ 次回以降の家賃保証料不記載(1件) 7 「角住戸」 ➡ 角住戸ではない(1件) 8 「エアコン 2台」 ➡ 1台(1件) 9 「オートロック」 ➡ オートロックは設置されていない(1件) 10 「全室南向き」、「南面 2室」 ➡ 南に面している部屋は、1室のみ(1件) 11 「南面 3室」 ➡ 南に面している部屋は2室のみ(1件) 12 「駐輪場」 ➡ 利用料不記載(3件)

※首都圏不動産公正取引協議会ホームページ 公取協通信第333号(2022年10月号)より抜粋 (②③)
<https://www.sfkoutori.or.jp/webkanri/kanri/wp-content/uploads/2022/10/tsushin333.pdf>

at home

お問合せは
カスタマーセンター ナビダイヤル :0570-01-1967
またはTel.045-330-3410まで

情報審査活動報告と違反事例

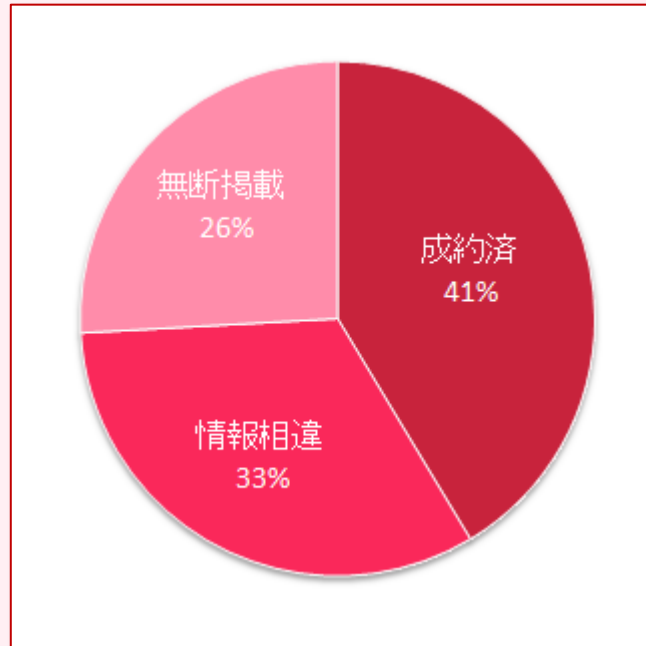
2022年8月～2022年10月のご指摘の割合

2022年8月～2022年10月の不動産情報サイト アットホームの掲載物件に対する主なご指摘（成約済、情報相違、無断掲載）の割合は以下のとおりです。

画像の無断転載に関するご指摘やトラブルも増えております。

物件情報へ画像を登録いただく際、インターネット上に公開されている写真などを断りなく転用すると、著作権者から権利の侵害を指摘されたり、損害賠償を請求されることがあります。

画像は「貴店で撮影したもの」「著作権者に許可を得たもの」を掲載ください。



2022年8月～2022年10月の不動産情報サイト アットホームの掲載物件に対する主な指摘内容の割合

直近の違反事例

当社ではご指摘への対応、掲載物件の調査を行っています。

以下は当社規定による主な違反事例です。

■ A社

物件種別	賃貸居住用1物件
違反概要	・成約済物件の4カ月以上の公開

■ B社

物件種別	賃貸居住用1物件
違反概要	・広告掲載未許可 ・実際より安い賃料で公開

■ C社

物件種別	売買居住用1物件
違反概要	・画像転載未許可

■ D社

物件種別	売買居住用1物件
違反概要	・広告掲載未許可

■ E社

物件種別	賃貸事業用1物件
違反概要	・消費税別途表記